

1. 条 例

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 1 0 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの (2) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収等に関する事務の処理に関して、特定個人情報の本市内部での利用を開始するため、所要の改正等を行うもの ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行、 (2)に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行	3 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議 案 第 1 1 号	堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うもの (1) 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号） (2) 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号） ○ 令和6年4月1日から施行	3 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議 案 第 1 2 号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを踏まえ、次の条例の規定について、勤勉手当の支給等に関し会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を除外する旨を定める部分の削除等を行うこととし、所要の改正を行うものであること。 (1) 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号） (2) 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号） (3) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号） (4) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号） ○ 令和6年4月1日から施行	3 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議 案 第 1 3 号	堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	避難所対応等の公務上特に必要があると認められる場合にあっては、自家用車等による旅行について旅費を支給することとし、所要の改正等を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 1 4 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正により、本籍地以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付等の請求が可能となることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正されることをまえ、当該交付等の事務に関する手数料を定めることとし、所要の改正等を行うもの ○ 令和6年3月1日から施行	2月16日 可 決 全 会 一 致	省 略
議 案 第 1 5 号	堺市基金条例の一部を改正する条例	本市に在住する海外からの避難民への人道支援を目的とした寄附金の維持管理を行い、国際交流、国際協力及び多文化共生施策の推進に活用するため、並びに国際化施策が多様化している現状を踏まえ、現行の基金についても活用対象を広げることとし、堺市国際文化観光基金の設置目的を見直す所要の改正を行うもの ○ 公布の日（令和6年3月28日）から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	産 業 環 境
議 案 第 1 6 号	堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例	引用法令である電気事業法（昭和39年法律第170号）の条項のずれに係る改正その他の規定の整備を行うもの ○ 公布の日（令和6年3月28日）から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	産 業 環 境
議 案 第 1 7 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づき、第1号被保険者の保険料率について、被保険者の負担能力に応じたものとなるよう見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 起 立 多 数	予 審 算 査
議 案 第 1 8 号	堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	健 福 康 社
議 案 第 1 9 号	堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年条例第8号）について所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	健 福 康 社

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 2 0 号	堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例	統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、統計基準として総務省告示において定める日本標準産業分類の改定に伴い、次の条例について規定の整備等を行うもの (1) 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第34号） (2) 堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号） ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可決 全会一致	産 業 環 境
議 案 第 2 1 号	堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例	市民交流広場（以下「広場」という。）の利用の促進及び積極的な活用を図るため、次に掲げる改正等を行うもの (1) 広場の事業を明確にし、及びその使用の許可に係る要件、使用料等について見直しを行うこととし、これに伴う所要の改正 (2) 公の施設である広場について、その利用者のサービス向上を図り、効率的かつ効果的な管理運営を図るため、これに指定管理者制度を導入するための改正 ○ 令和7年4月1日から施行	3月27日 可決 全会一致	建 設
議 案 第 2 2 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	附属機関に関し、次に掲げる設置又は廃止をするため、所要の改正を行うもの (1) 堺旧港交流空間創出事業に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺旧港交流空間創出事業者選定委員会を設置するもの (2) 自由都市・堺 平和貢献賞について、事業の効果的な実施を図るため、国際的・全国的規模で表彰された功績が顕著な団体を本市が精査し、適時に賞を授与する見直しを行うことに伴い、これまで定期的に実施してきた当該選考についての審議を行う自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会を廃止するもの ○ 公布の日（令和6年3月28日）から施行し、(2)に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行	3月27日 可決 全会一致	建 設
議 案 第 2 3 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の特例認定に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うもの (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可決 起立多数	予 審 算 査

議案番号	件名	内 容（主なもの）	議決月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議案第24号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例	令和5年度から実施している60歳から65歳までの段階的な定年の引上げに伴う職員数の推移に対応するため、所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	市 民 権
議案第25号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正を踏まえ、本市における消防用設備等の技術上の基準について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	市 民 権
議案第26号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を踏まえ、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく貯蔵所の設置等に係る許可及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく高圧ガスの製造の許可に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 起 立 多 数	予 審 算 査
議案第27号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	建 設
議案第50号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(1) 国民健康保険の都道府県単位化に係る大阪府が定めた激変緩和措置期間が終了し、令和6年度から保険料率等について府内統一基準となることに伴い、本市が徴収する保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引上げ等を行うこととし、所要の改正を行うもの (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴う所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 起 立 多 数	予 審 算 査
議案第53号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、退職者医療制度が廃止されることに伴う所要の改正等を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 起 立 多 数	予 審 算 査
議案第54号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	3月27日 可 決 全 会 一 致	市 民 権

議案番号	件名	内 容（主なもの）	議決月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議員提案 第 1 号	堺市議会事務局条例の一部を改正する条例	議会事務局を議会局のさらなる権能強化を支援する組織とするため、その名称を議会局に変更することとし、必要な改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	2月16日 可 決 全 会 一 致	省 略
議員提案 第 2 号	堺市議会会議規則の一部を改正する規則	会議運営の合理化を図ることによる円滑な議事運営の観点及び、賛否状況を市民によりわかりやすくする観点から、表決において、起立による表決及び記名投票について電子採決システムを導入すること、また、議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、本規則の規定において、書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とするために規定の整備を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	2月28日 可 決 全 会 一 致	省 略
議員提案 第 3 号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例	多様な人材の議会の参画に途を開く観点等から、委員会への出席の特例に関して、現行の規定を見直すとともに、大規模な災害の発生や育児、看護、介護等を新たに出席の特例の事由に追加すること、また、議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、本条例の規定において、書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とするために規定の整備を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	2月28日 可 決 全 会 一 致	省 略
議員提案 第 4 号	堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例	議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、議会が規定する条例等（堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）及び堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）を除く。）において書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とすることために規定の整備を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	2月28日 可 決 全 会 一 致	省 略
議員提案 第 5 号	堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、議員個人による請負に関する規制が緩和され、政令で定める一定金額まで議員個人による本市との請負が可能となったことにより、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、本市に対し請負をする本市議会議員が、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正、事務執行の適正を図るもの ○ 令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用	2月28日 可 決 全 会 一 致	省 略

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 6 5 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正等を行うもの (2) 税負担の均衡等を図るため、入湯税に係る税率及び課税免除に係る規定を見直すこととし、所要の改正等を行うもの ○ 公布の日（令和6年6月19日）から施行し、(1)のうち堺市市税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第21号）に係る改正規定改正法附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）から施行、(2)に係る改正規定は、令和7年4月1日から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議 案 第 6 6 号	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づき本市全域を宅地造成等工事規制区域に指定することに伴い、今後は、土砂埋立て等について、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることとなることから、本市の区域内における土砂埋立て等の規制について定める本条例を廃止するもの ○ 令和6年7月1日から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	産 業 環 境
議 案 第 6 7 号	堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備等を行うもの (1) 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年条例第17号) (2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(平成5年条例第27号) ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	健 康 福 祉
議 案 第 6 8 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができることとされたことに伴う所要の改正等を行うもの ○ 公布の日（令和6年6月17日）から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	健 康 福 祉

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 6 9 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）について、基準省令及び基準告示と同等の内容とする改正を行うもの ○ 公布の日（令和6年6月19日）から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	健 福 社 康
議 案 第 7 0 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することに伴い、当該区域内における宅地造成等の工事の許可等に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うもの (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができることとされたことに伴い、当該指定を受けた指定居宅介護支援事業者が両事業に係る指定の更新申請を同時に行う場合における手数料を定めることとし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年7月1日から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	建 設
議 案 第 7 1 号	堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することにより、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）に規定する経過措置期間が終了すること等に伴う所要の改正を行うもの ○ 令和6年7月1日から施行	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致	建 設

議案番号	件名	内 容（主なもの）	議決月日 結 果 採 決 状 況	付託 委員会
議案第72号	堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画（令和6年堺市告示第57号。以下「地区計画」という。）の実効性を担保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地等及び緑化率に関する制限について定めることとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。 (1) 本条例の適用区域に関する事項 (2) 建築物の用途の制限に関する事項 (3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項 (4) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項 (5) 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項 (6) 壁面の位置の制限に関する事項 (7) 建築物の高さの最高限度に関する事項 (8) 建築物の緑化率の最低限度に関する事項 (9) 違反建築物に対する措置に関する事項 (10) 報告及び立入検査に関する事項 (11) 罰則に関する事項 ○ 公布の日（令和6年6月19日）から施行	6月14日 可決 全会一致	建設
議案第73号	堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	堺市堺消防署を移転することとし、所要の改正を行うもの ○ 公布の日（令和6年6月19日）から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行	6月14日 可決 全会一致	市民権
議案第74号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの ○ 公布の日（令和6年6月19日）から施行	6月14日 可決 全会一致	建設
議案第98号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴う所要の改正等を行うもの ○ 令和6年12月2日から施行	9月27日 可決 全会一致	健康福祉

議案番号	件名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 9 9 号	堺市手数料条例等 の一部を改正する 条例	建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等しようとする建築物の計画に係る適合審査について、指定確認検査機関が行うことができることとされることに伴い、次の条例について所要の改正等を行うもの (1) 堺市手数料条例（平成12年条例第11号） (2) 堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号） (3) 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号） ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行	9月27日 可 決 全 会 一 致	建 設
議 案 第 1 0 0 号	堺市附属機関の設置等に関する条例 の一部を改正する 条例	中百舌鳥駅前北側広場活用等事業に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うもの ○ 公布の日（令和6年10月2日）から施行	9月27日 可 決 全 会 一 致	建 設
議 案 第 1 0 1 号	堺市学校給食センター条例	堺市立中学校において実施する学校給食の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、堺市学校給食センターを設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するもの (1) 設置に関する事項 (2) 名称及び位置に関する事項 (3) 職員に関する事項 ○ 公布の日（令和6年10月2日）から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行	9月27日 可 決 全 会 一 致	文 教
議 案 第 1 1 9 号	堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の一部改正及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「府令」という。）の制定に伴い、法第12条の4第2項の規定に基づき、本市における一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めることとし、府令に定めるとおりとする旨を規定の内容とする本条例を制定するもの ○ 公布の日（令和6年12月24日）から施行	12月19日 可 決 全 会 一 致	健 康 福 祉

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議 案 第 1 2 0 号	堺市水道事業給水 条例の一部を改正 する条例	電子申請の利用促進による利用者の利便性の向上及び業務の効率化並びに受益者負担の適正化を図るため、給水装置の新設等の工事等に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和7年4月1日から施行	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致	建 設
議 案 第 1 2 1 号	堺市下水道条例の 一部を改正する条 例	(1) 市指定排水設備工事業者の指定等に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法により実施し、及び業務の効率化を図るため、添付書類等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの (2) 電子申請の利用促進による利用者の利便性の向上及び業務の効率化並びに受益者負担の適正化を図るため、市指定排水設備工事業者の指定更新手数料等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの (3) 国における技術者等の常駐及び専任に係るアナログ規制の見直し並びに下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴う所要の改正等を行うもの ○ 令和7年4月1日から施行、(3)の一部に係る改正規定は、公布の日（令和6年12月24日）から施行	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致	建 設
議 案 第 1 2 2 号	堺市水道布設工事に 係る監督者の配置 及び資格並びに水 道技術管理者の資 格に関する条例の 一部を改正する条 例	水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、本市における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和7年4月1日から施行	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致	建 設

議 案 第 1 4 9 号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	令和6年4月の民間給与との均衡並びに社会及び公務の変化に応じた給与制度の整備を目的とする人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び地域手当を次のとおり改定し、並びに扶養手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び住居手当の支給対象の見直し並びに特定任期付職員業績手当の廃止を行うもの (1) 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)の行政職給料表等、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の特定任期付職員給料表並びに堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表において定める給料月額を改定するもの (2) 給与条例において定める初任給調整手当について、次のとおり改正するもの ア 医療に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員に係る上限額を月額310,000円に引き上げるもの イ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員に係る上限額を月額36,000円に引き上げるもの (3) 一般職の職員に対し、令和6年12月に支給する期末手当又は勤勉手当について、次のとおり改正するもの ア 一般職の職員(特定任期付職員を除く。)に係る支給割合について、期末手当にあつては100分の127.5等に、勤勉手当にあつては100分の107.5等に引き上げるもの イ 特定任期付職員に係る期末手当の支給割合について、100分の175に引き上げるもの (4) 一般職の職員に対し、令和7年6月以降に支給する期末手当又は勤勉手当について、次のとおり改正するもの ア 一般職の職員(特定任期付職員を除く。)に係る支給割合について、期末手当にあつては100分の125等に、勤勉手当にあつては100分の105等にするもの イ 特定任期付職員に対し、新たに勤勉手当を支給することとし、当該職員に係る期末手当及び勤勉手当に係る支給割合を次のとおりとするもの (イ) 期末手当 100分の95 (イ) 勤勉手当 100分の87.5 (5) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を13,000円に引き上げるもの (6) 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員、医療職給料表の適用を受ける職員及び学校職員以外の職員に支給する地域手当の支給割合を100分の12に引き上げるもの (7) 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯について、午後10時から午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)に改正するもの	12月19日 可決 全会一致	総 務 財 政
--------------------------	---------------------------------	---	-------------------------------	--------------------

議 案 番 号	件 名	内 容（主なもの）	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
		(8) 定年前再任用短時間勤務職員等に対し、新たに住居手当を支給することとするもの (9) 特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止するもの (10) 規定の整備を行うもの ○ 公布の日（令和6年12月20日）から施行、(4)から(9)までに係る改正規定は、令和7年4月1日から施行 ○ (1)及び(2)に係る改正後の規定は令和6年4月1日から、(3)に係る改正後の規定は令和6年12月1日から適用		